

京都府公報

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入数ノ内町
発行所 京 都 府
政 策 法 務 課
電 話 (075) 414-4037

〒602-8048 京都市上京区下立売通小川東入
印刷所 中 西 印 刷 株 式 会 社
電 話 (075) 441-3155

目 次

規 則	ページ		
○京都府立都市公園条例の一部を改正する 条例の施行期日を定める規則 (文化施設政策監)	105	○土砂災害警戒区域の指定	(砂防課) 108
○京都府立都市公園条例施行規則の一部を 改正する規則 ()	〃	○土砂災害特別警戒区域の指定	() 109
○特定非営利活動促進法施行細則の一部を 改正する規則 (文化生活総務課)	〃	○京都府府営住宅条例に基づく数値及び京 都府府営住宅条例施行規則に基づく数値 を定めた告示の一部改正	(住宅課) 110
告 示		公 告	
○道路の区域変更 (山 城北土木事務所、南丹土木事務所、丹後土木事務所)	107	○地方税法に基づく特約業者の指定の取消 し (税務課)	〃
○道路の供用開始 ()	108	○道路の位置の指定 (中丹西土木事務所)	〃
〃		公 安 委 員 会	
		○一般競争入札の実施	111

規 則

次に掲げる規則をここに公布する。

京都府立都市公園条例の一部を改正する条例の施行期
日を定める規則

京都府立都市公園条例施行規則の一部を改正する規則
特定非営利活動促進法施行細則の一部を改正する規則

令和6年2月27日

京都府知事 西 脇 隆 俊

京都府規則第2号

京都府立都市公園条例の一部を改正する条例の施
行期日を定める規則

京都府立都市公園条例の一部を改正する条例(令和5
年京都府条例第32号)の施行期日は、令和6年3月9日
とする。

京都府規則第3号

京都府立都市公園条例施行規則の一部を改正する
規則

京都府立都市公園条例施行規則(昭和57年京都府規則
第5号)の一部を次のように改正する。

別表第1山城総合運動公園の項中「屋内競技場」の右
に「及び球技場」を加える。

別表第2の3の(その1)の表の備考の1及び(その3)
の表の備考の1中「及び」を「、球技場及び」に改める。

附 則

この規則は、令和6年3月9日から施行する。

京都府規則第4号

特定非営利活動促進法施行細則の一部を改正する
規則

特定非営利活動促進法施行細則(平成10年京都府規則
第35号)の一部を次のように改正する。

第29条第1項中「と、提出」を「と、同項に規定する
提出」に、「知事の指定する電子計算機に備えられたファ
イルに記録すべき事項又は当該提出等を書面等により行
うときに記載すべきこととされている」を「次に掲げる」
に、「提出等を行う者の」を「その」に改め、同項に次
の各号を加える。

(1) 提出等関係法令(提出等につき規定した法又は法
に基づく命令若しくは条例(この規則を含む。))を

いう。以下この条において同じ。)の規定において書面等(情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成14年法律第151号。以下「情報通信技術活用行政推進法」という。)第3条第5号に規定する書面等をいう。以下同じ。)に記載すべきこととされている事項

- (2) 当該提出等を書面等により行うときに提出等関係法令の規定に基づき添付すべきこととされている書面等又は電磁的記録(情報通信技術活用行政推進法第3条第7号に規定する電磁的記録をいう。以下同じ。)に記載され、若しくは記録されている事項又は記載すべき、若しくは記録すべき事項(前号に掲げる事項を除く。)

第29条第2項各号列記以外の部分を次のように改める。

知事が指定するところにより電子署名(内閣府の所管する内閣府本府関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則(平成16年内閣府令第19号)第2条第2項第1号に規定する電子署名をいう。第9項を除き、以下同じ。)を行うこととされている提出等を行う者は、前項の規定により入力する事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書(同条第2項第2号に規定する電子証明書をいう。以下同じ。)であって、次の各号のいずれかに該当するものと併せてこれを送信しなければならない。ただし、知事の指定する方法により当該提出等を行った者を確認するための措置を講じる場合は、この限りでない。

第29条第2項第2号及び第3号を次のように改める。

- (2) 商業登記法(昭和38年法律第125号)第12条の2第1項及び第3項(これらの規定を他の法令の規定において準用する場合を含む。)の規定により登記官が作成した電子証明書

- (3) 電子署名及び認証業務に関する法律(平成12年法律第102号)第8条に規定する認定認証事業者が作成した電子証明書その他知事が指定する電子証明書
第29条第7項を削り、同条第6項中「(以下)を「(以下この項及び次項において)」に、「次の」を「次の」に、「当該部分」を「当該提出等困難部分」に、「第4項」を「第5項」に、「第6項」を「第7項」に改め、同項第1号及び第2号中「とき。」を「場合」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項中「この規則又は特定非営利活動促進法施行規則(平成23年内閣府令第55号)」を「提出等関係法令」に、「この規則及び特定非営利活動促進法施行規則」を「当該提出等関係法令」に、「識別番号及び暗証番号の入力又は電子署名(第2項各号に掲げるいずれかの電子証明書によるものに限る。)」を「氏名又は名称を明らかにする措置であって次に掲げるもの」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 電子情報処理組織を使用して行う提出等に記録された情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書であって第2項各号に掲げるものを当該提出等と併せて送信すること又は同項ただし書に規定する措置

- (2) 識別番号及び暗証番号を、提出等を行う者の使用に係る電子計算機から入力する措置(第3項の規定が適用される場合に限る。)

第29条中第5項を第6項とし、同条第4項中「、知事」を「、当該提出等を受ける知事」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項中「この規則」を「提出等関係法令の規定」に、「複数」を「数通」に、「(副本又は写しを正本と併せ必要とするものを含む。)」について」を「を行う者が」に、「事項又は」を「、又は」に改め、同条中同項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

- 3 知事が指定するところにより識別番号及び暗証番号を用いることとされている提出等を行う者は、事前に入手した識別番号及び暗証番号を、その使用に係る電子計算機から入力しなければならない。

第29条第8項中「(情報通信技術活用行政推進法第3条第5号に規定する書面等をいう。以下同じ。)であってこの規則又は特定非営利活動促進法施行規則」を「であって提出等関係法令」に、「この規則及び特定非営利活動促進法施行規則」を「当該提出等関係法令」に改め、同項第1号ア中「個人番号カード(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。以下同じ。)に記載された」、「電子署名(」及び「をいう。)」を削り、同号ウを次のように改める。

- ウ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する個人番号カードの知事への提示

第29条第8項第2号ウ中「確認される」の右に「電子署名及び認証業務に関する法律第2条第1項に規定する」を加え、同条中同項を第9項とし、第7項の次に次の1項を加える。

- 8 前項の場合における提出等困難部分の提出等は、当該提出等困難部分以外の部分につき、第1項に規定する方法により提出等を行った日から1週間以内に行なければならない。

第32条第1項第1号を次のように改める。

- (1) 作成された電磁的記録を特定非営利活動法人の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体(電磁的記録に係る記録媒体をいう。以下同じ。)をもって調製するファイルにより保存する方法

第32条第1項第2号中「磁気ディスク等」を「電磁的記録媒体」に改める。

第33条中「に記録する方法」を削り、「磁気ディスク等」を「電磁的記録媒体」に改める。

附 則

- 1 この規則は、令和6年3月1日から施行する。
2 この規則による改正後の特定非営利活動促進法施行細則第29条の規定は、この規則の施行の日以後に行わ

れる提出等について適用し、同日前に行われた提出等については、なお従前の例による。

告 示

京都府告示第68号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、その関係図面は、次の縦覧場所において、令和6年2月27日から令和6年3月12日まで縦覧に供する。

令和6年2月27日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1(1) 道路の種類 府道
- (2) 路線名 宮津野田川線
- (3) 道路の区域

区 間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考		
宮津市字小田小字黒ヶ3251から 宮津市字小田小字黒ヶ1420まで	前	最小 4.1 ^m 最大 10.1	127.9 ^m	/		
	後	最小 8.5 最大 18.1				
宮津市字小田小字黒ヶ1420から 宮津市字小田小字関ヶ淵1443を経て 宮津市字小田小字関ヶ淵10235の3まで	前	最小 3.5 最大 10.3	372.8		現道の供用は従前のとおり	
	後	最小 3.5 最大 10.3	372.8			
宮津市字小田小字黒ヶ1420から 宮津市字小田小字関ヶ淵1443を経て 宮津市字小田小字関ヶ淵10235の3まで	前	最小 9.5 最大 28.8	190.5			
	後	最小 9.5 最大 28.8				

(4) 縦覧場所 京都府丹後土木事務所及び京都府建設交通部道路管理課

- 2(1) 道路の種類 府道
- (2) 路線名 八幡木津線
- (3) 道路の区域

区 間	変更前後別	敷地の幅員	延長
京田辺市大住池島33の7から 京田辺市大住濱55の3まで	前	最小 8.5 ^m 最大 11.6	313.4 ^m
	後	最小 10.4 最大 14.1	

(4) 縦覧場所 京都府山城北土木事務所及び京都府建設交通部道路管理課

- 3(1) 道路の種類 府道
- (2) 路線名 園部能勢線
- (3) 道路の区域

区 間	変更前後別	敷地の幅員	延長
南丹市園部町竹井河原11の1から 南丹市園部町竹井打田21の2まで	前	最小 11.4 ^m 最大 18.6	263.8 ^m
	後	最小 12.2 最大 18.6	
南丹市園部町天引寺ノ谷11の2から 南丹市園部町天引寺ノ谷11の2まで	前	最小 14.6 最大 32.9	71.1
	後	最小 14.6 最大 39.5	
南丹市園部町天引向井田17の1から 南丹市園部町天引向井田20の1まで	前	最小 12.7 最大 16.6	83.6
	後	最小 12.9 最大 33.7	

(4) 縦覧場所 京都府南丹土木事務所及び京都府建設交通部道路管理課

- 4(1) 道路の種類 府道
- (2) 路線名 田井大垣自転車道線
- (3) 道路の区域

区 間	変更前後別	敷地の幅員	延長
宮津市字漁師1696の3から 宮津市字漁師1696の6まで	前	最小 4.0 ^m 最大 7.8	13.9 ^m
	後	最小 4.0 最大 22.6	

(4) 縦覧場所 京都府丹後土木事務所及び京都府建設交通部道路管理課



京都府告示第69号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。

なお、その関係図面は、次の縦覧場所において、令和6年2月27日から令和6年3月12日まで縦覧に供する。

令和6年2月27日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1(1) 道路の種類 府道
- (2) 路線名 宮津野田川線
- (3) 供用開始の区間及び期日

区 間	期 日
宮津市字小田小字黒ケ3251から 宮津市字小田小字黒ケ1420まで	令和6年2月27日
宮津市字小田小字黒ケ1420から 宮津市字小田小字関ケ淵3582を経て 宮津市字小田小字関ケ淵10235の3 まで	

- (4) 縦覧場所 京都府丹後土木事務所及び京都府建設交通部道路管理課

- 2(1) 道路の種類 府道

- (2) 路線名 八幡木津線
- (3) 供用開始の区間及び期日

区 間	期 日
京田辺市大住池島33の7から 京田辺市大住濱55の3まで	令和6年2月27日

- (4) 縦覧場所 京都府山城北土木事務所及び京都府建設交通部道路管理課

- 3(1) 道路の種類 府道
- (2) 路線名 園部能勢線
- (3) 供用開始の区間及び期日

区 間	期 日
南丹市園部町竹井林ノ下72の1(右) から 南丹市園部町竹井河原3の1(右) まで	令和6年2月27日
南丹市園部町竹井若杉55の1から 南丹市園部町竹井新井根口18の1ま で	

- (4) 縦覧場所 京都府南丹土木事務所及び京都府建設交通部道路管理課

京都府告示第70号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域に指定する。

なお、「次の図」は、省略し、その図面を次の縦覧場所において縦覧に供する。

令和6年2月27日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1(1) 区域

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
柚田川支溪(新ち1006)	相楽郡和東町柚田地区	次の図のとおり	土石流
上柚田I A(ち1027-1)	〃	〃	急傾斜地の崩壊
柚の谷(ち2026-5)	〃	〃	〃
木屋E(ち1015-5)	相楽郡和東町木屋地区	〃	〃
木屋F(ち1015-6)	〃	〃	〃
木屋G(ち1015-7)	〃	〃	〃
平の畑A(ち1012-1)	相楽郡和東町別所地区	〃	〃
北村(ち1012-2)	〃	〃	〃
納豆(ち1017-1)	〃	〃	〃
寄掛A(ち1017-2)	〃	〃	〃
寄掛B(ち1017-3)	〃	〃	〃
中山(ち1021-1)	〃	〃	〃

奥田A(ち 1022-1)	相楽郡和東町別所地区	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
奥田B(ち 1022-2)	〃	〃	〃
堀越(ち 1016-3)	相楽郡和東町園地区	〃	〃
奥出A(ち 1016-4)	〃	〃	〃
神定A(ち 1019-2)	〃	〃	〃
神定B(ち 1019-3)	〃	〃	〃
大塚(ち 1019-1)	相楽郡和東町中地区	〃	〃

(2) 縦覧場所 京都府建設交通部砂防課及び京都府山城南土木事務所

2(1) 区域

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
千歳町K(に 1042-2)	亀岡市千歳町国分	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
旭町E(に 2098-2)	〃 旭町	〃	〃
旭町F(に 2096-2)	〃	〃	〃
西別院町B S(に 1031-6)	亀岡市西別院町神地	〃	〃
西別院町B T(に 1019-3)	〃 〃 寺田	〃	〃

(2) 縦覧場所 京都府建設交通部砂防課及び京都府南丹土木事務所



京都府告示第71号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により、次の区域を土砂災害特別警戒区域に指定する。

なお、「次の図」は、省略し、その図面を次の縦覧場所において縦覧に供する。
 おって、次の閲覧場所においてその図面を閲覧することができる。

令和6年2月27日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1(1) 区域

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	衝撃に関する事項
柚田川支溪(新ち 1006)	相楽郡和東町柚田地区	次の図のとおり	土石流	次の図のとおり
上柚田 I A(ち 1027-1)	〃	〃	急傾斜地の崩壊	〃
柚の谷(ち 2026-5)	〃	〃	〃	〃
木屋E(ち 1015-5)	相楽郡和東町木屋地区	〃	〃	〃
木屋F(ち 1015-6)	〃	〃	〃	〃
木屋G(ち 1015-7)	〃	〃	〃	〃
平の畑A(ち 1012-1)	相楽郡和東町別所地区	〃	〃	〃
北村(ち 1012-2)	〃	〃	〃	〃
納豆(ち 1017-1)	〃	〃	〃	〃
寄掛A(ち 1017-2)	〃	〃	〃	〃
寄掛B(ち 1017-3)	〃	〃	〃	〃
中山(ち 1021-1)	〃	〃	〃	〃
奥田A(ち 1022-1)	〃	〃	〃	〃
奥田B(ち 1022-2)	〃	〃	〃	〃

堀越(ち 1016-3)	相楽郡和束町園地区	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
奥出A(ち 1016-4)	〃	〃	〃	〃
神定A(ち 1019-2)	〃	〃	〃	〃
神定B(ち 1019-3)	〃	〃	〃	〃
大塚(ち 1019-1)	相楽郡和束町中地区	〃	〃	〃

(2) 縦覧場所 京都府建設交通部砂防課及び京都府山城南土木事務所

(3) 閲覧場所 和束町役場

2(1) 区域

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	衝撃に関する事項
千歳町K(に 1042-2)	亀岡市千歳町国分	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
旭町E(に 2098-2)	〃 旭町	〃	〃	〃
旭町F(に 2096-2)	〃	〃	〃	〃
西別院町B S(に 1031-6)	亀岡市西別院町神地	〃	〃	〃
西別院町B T(に 1019-3)	〃 〃 寺田	〃	〃	〃

(2) 縦覧場所 京都府建設交通部砂防課及び京都府南丹土木事務所

(3) 閲覧場所 亀岡市役所



京都府告示第72号

京都府府営住宅条例に基づく数値及び京都府府営住宅条例施行規則に基づく数値を定めた告示（平成10年京都府告示第55号）の一部を次のように改正し、令和6年4月1日から施行する。

令和6年2月27日

京都府知事 西 脇 隆 俊

表八幡小松団地の項中「0.8100」を「0.7850」に、「0.8125」を「0.7875」に改め、同表八幡吉原団地の項

中

「	1棟	101号	0.8100	」
		上記以外	0.8200	
	上記以外		0.8100	

を

「	1棟	101号	0.7850	」
		上記以外	0.7950	
	2棟		0.7950	」
	上記以外		0.7850	

に改

め、同表屋賀上団地の項中「0.7965」を「0.7971」に改める。

公 告

地方税法（昭和25年法律第226号）第144条の9第3項の規定により、次のとおり軽油引取税特約業者の指定を取り消した。

令和6年2月27日

京都府知事 西 脇 隆 俊

名 称	主たる事務所の所在地	取 消 年月日
河合石油株式会社	京都市西京区山田四ノ坪町1の4 サンクプランシユ205	令 6. 1.31



建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。

なお、その関係図面は、所管の京都府土木事務所に備えておく。

令和6年2月27日

京都府知事 西 脇 隆 俊

指定番号	指 定 年月日	所管土木 事務所名	道路の位置	道路の 延長	道路の 幅 員
中西第16号	令 6. 2. 15	京都府中 丹西土木 事務所	福知山市字 長田小字松 山下239の 404	m 23.2	最小 6.5^m 最大 6.5
中西第17号	〃	〃	〃 字 天田小字ヲ コリキ31の 9、31の17、 小字丸淵91 の7	64.6	最小 6.0 最大 6.0

公 安 委 員 会

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の規定により、次のとおり一般競争入札を実施する。

なお、この入札に係る調達契約は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約である。

令和6年2月27日

京都府警察本部長 白 井 利 明

1 入札に付する事項

(1) 購入物品の名称及び予定数量

- ア レギュラーガソリン 94,000リットル
- イ レギュラーガソリン 90,000リットル
- ウ レギュラーガソリン 90,000リットル
- エ レギュラーガソリン 80,000リットル

(2) 購入物品の特質等

入札説明書のとおり

(3) 納入期間

- ア 令和6年4月9日（火）から令和6年6月30日（日）まで
- イ 令和6年7月1日（月）から令和6年9月30日（月）まで
- ウ 令和6年10月1日（火）から令和6年12月31日（火）まで
- エ 令和7年1月1日（水）から令和7年3月31日（月）まで

(4) 納入場所

京都府警察本部長が指定する場所

2 契約条項を示す場所等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び契約に関する事務を担当する組織の名称、所在地等

〒602-8550 京都市上京区下長者町通新町西入藪之内町85番地3
京都府警察本部総務部会計課調度係
電話075-451-9111 内線2255

(2) 入札説明書の交付

ア 交付期間

- (ア) 令和6年2月27日（火）から令和6年4月1日（月）まで
- (イ) 令和6年5月9日（木）から令和6年6月12日（水）まで
- (ウ) 令和6年8月9日（金）から令和6年9月9日（月）まで
- (エ) 令和6年11月8日（金）から令和6年12月10日（火）まで

イ 入手方法

- (ア) 原則として、アの期間に、京都府警察ホームページ（http://www.pref.kyoto.jp/fukei/site/kaikei_k/nyusatsu/index.html）からダウンロードすること。
- (イ) やむを得ず窓口交付を希望する場合は、アの期間の日曜日、土曜日、祝日及び休日を除いた、午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までの間を除く。）に、(1)の組織に問い合わせの上、入手すること。

3 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加しようとする者は、次に掲げる条件を全て満たさなければならない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令が適用される令和6年度における物品又は役務の調達に係る競争入札に参加する者に必要な資格等を定める告示（令和6年京都府告示第2号）に定める競争入札参加資格を得ている者で、次の業務種目に登録されているものであること。
大分類「燃料類」 一小分類「燃料油」
- (3) 1の(1)の購入物品を納入期間内に確実に納入することができる者と認められる者であること。
- (4) 一般競争入札参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）の提出期間の最終日から入札日までの期間において、京都府の指名競争入札について指名停止とされていない者であること。

4 入札参加資格の確認

入札に参加しようとする者は、入札説明書において示す確認申請書及び一般競争入札参加資格確認資料（以下「確認資料」という。）を次により提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、提出した確認申請書及び確認資料に関し、契約担当者から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

- (1) 提出期間
2の(2)のイに同じ。
- (2) 提出場所
2の(1)に同じ。
- (3) 確認通知
入札参加資格の確認結果は、別途通知する。
- (4) その他
ア 確認申請書及び確認資料の作成等に要する経費は、入札に参加しようとする者の負担とし、提出

された書類は返却しない。

イ 3の(2)の競争入札参加者の資格を有しない者で入札に参加しようとするものは、次により資格審査を受けることができる。

(ア) 資格審査申請書の提出期間

a 令和6年2月27日(火)から令和6年3月13日(水)まで

b 令和6年5月9日(木)から令和6年5月23日(木)まで

c 令和6年8月9日(金)から令和6年8月27日(火)まで

d 令和6年11月8日(金)から令和6年11月26日(火)まで

ただし、日曜日、土曜日、祝日及び休日を除く。提出時間は、午前9時から午後5時までとする。

なお、その後も随時受け付けるが、この場合には、この公告に係る入札に間に合わないことがある。

(イ) 資格に関する文書入手するための手段

原則として、京都府ホームページ (<http://www.pref.kyoto.jp/zaisan/zuiji.html>) からダウンロードすること。

(ウ) 提出場所及び問合せ先

京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町
京都府総務部入札課入札・物品調達調整係
電話075-414-5428

5 入札手続等

(1) 入札及び開札の日時、場所等

ア 日時

(ア) 令和6年4月9日(火) 午前11時

(イ) 令和6年6月21日(金) 午前11時

(ウ) 令和6年9月20日(金) 午前11時

(エ) 令和6年12月20日(金) 午前11時

イ 場所

京都市上京区下長者町通新町西入藪之内町85番地3

京都府警察本部本館入札室

ウ 郵送による場合の入札書の受領期限、提出先等

(ア) 受領期限

a 令和6年4月8日(月)

b 令和6年6月20日(木)

c 令和6年9月19日(木)

d 令和6年12月19日(木)

(イ) 提出先

〒602-8550 京都市上京区下長者町通新町西入藪之内町85番地3

京都府警察本部総務部会計課長

(ウ) その他

郵送による場合の入札書の提出方法は、入札説明書において指定する。

(2) 開札に立ち会う者

開札は、入札者又は代理人を立ち合わせて行うも

のとする。ただし、入札者又は代理人が立ち会わない場合は、この入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行うものとし、同値入札となった際は、この入札事務に関係のない職員が代理でくじを引くものとする。

(3) 入札の方法

持参又は郵送によることとし、電送による入札は認めない。

(4) 入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(5) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

なお、無効な入札をした者は、再度の入札に加わることはできない。

ア 3に掲げる入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

イ 確認申請書又は確認資料の提出をしなかった者のした入札

ウ 確認申請書又は確認資料に虚偽の記載をした者のした入札

エ 入札説明書に示した入札に関する条件に違反した者のした入札

(6) 落札者の決定方法

京都府会計規則(昭和52年京都府規則第6号。以下「規則」という。)第145条の予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(8) 契約書作成の要否

要する。

6 入札保証金

免除する。ただし、落札者が契約を締結しない場合は、落札金額の100分の5に相当する額の違約金を落札者から徴収する。

7 契約保証金

落札者は、契約単価に予定数量を乗じて得た金額を合算した金額の100分の10以上の額の契約保証金を、契約締結と同時に納付しなければならない。ただし、銀行その他契約担当者が確実に認める金融機関(以下「銀行等」という。)が振り出し、若しくは支払保証をした小切手又は銀行等の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、規則第159条第2項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

8 入札の執行

この入札に係る令和6年度予算が京都府議会におい

て議決されない場合は、この入札は、執行しないものとする。ただし、この入札における行為等については、指名停止等の措置の対象とする。

9 その他

- (1) この入札の実施については、1から8までに定めるもののほか、規則の定めるところによる。
- (2) 詳細は、入札説明書による。
- (3) この公告に係る調達に関し、政府調達に関する苦情の処理手続要綱（平成8年京都府告示第485号）に基づく苦情申立てがあったときは、契約を締結しないこと又は契約の執行を停止し、若しくは解除することがある。

10 Summary

- (1) The nature and quantity of the product to be purchased
 - a. Regular gasoline approximately 94,000 liter
 - b. Regular gasoline approximately 90,000 liter
 - c. Regular gasoline approximately 90,000 liter
 - d. Regular gasoline approximately 80,000 liter
- (2) The time, date and place for tender
 - a. 11:00 AM Tue., 9, April, 2024
 - b. 11:00 AM Fri., 21, June, 2024
 - c. 11:00 AM Fri., 20, September, 2024
 - d. 11:00 AM Fri., 20, December, 2024Tender room in the Main building, Kyoto Prefectural Police Headquarters
85-3 Yabunouchi-cho, Shinmachi-nishiiru, Shimochojamachi-dori, Kamigyō-ku, Kyoto 602-8550 Japan
- (3) Time-limit for tender by mail
 - a. Mon., 8, April, 2024
 - b. Thu., 20, June, 2024
 - c. Thu., 19, September, 2024
 - d. Thu., 19, December, 2024
- (4) The time, date and place for the opening of tender
 - a. 11:00 AM Tue., 9, April, 2024
 - b. 11:00 AM Fri., 21, June, 2024
 - c. 11:00 AM Fri., 20, September, 2024
 - d. 11:00 AM Fri., 20, December, 2024Tender room in the Main building, Kyoto Prefectural Police Headquarters
85-3 Yabunouchi-cho, Shinmachi-nishiiru, Shimochojamachi-dori, Kamigyō-ku, Kyoto 602-8550 Japan
- (5) Contact point for the notice
Accounting Division, Administrative Department, Kyoto Prefectural Police Headquarters
85-3 Yabunouchi-cho, Shinmachi-nishiiru, Shimochojamachi-dori, Kamigyō-ku, Kyoto 602-8550 Japan
TEL 075-451-9111 Ext.2255